# 職員紹介採用（リファラル採用）制度規程

○制定（令和４年３月１８日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

# 職員紹介採用（リファラル採用）制度規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大川市福祉会常用職員給与規程第１５条に定める業績手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（制度の趣旨）

第２条　社会福祉法人大川市福祉会（以下「法人」という。）が職員（有期契約職員を含む。）を募集した場合に、職員が法人に求職者を紹介し、法人がその人を採用した場合、紹介した職員に業績手当を支給する。

（募集の方法）

第３条　法人が業績手当の対象となる職員募集をする場合は、各事業所の掲示板に求人募集要項を掲示して行う。この場合、ハローワークに申し込んだ募集要項を各事業所に掲示して行う。

（応募者の紹介）

第４条　前条の求人募集の求職者を紹介しようとする者は、別紙紹介状（様式１）を法人に提出するものとする。

（手当等）

第５条　前条の規定により紹介された求職者を法人が採用した場合は採用者１名につき業績手当として、雇用形態や有資格ごとに次のとおり、紹介した職員に支給する。

なお、有資格とは、社会福祉法人大川福祉会運営管理規程第３条第３項に示す、理学療法士・言語聴覚士・作業療法士・看護師・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士・保育士等の有資格者であって、その職務に採用される者をいう。

（１）正規職員採用で有資格者は、１００，０００円とする。
　　新規高卒者採用で無資格者は、その半額とする。

（２）常勤職員採用で有資格者は、５０，０００円とする。
　　無資格者は、その半額とする。

（３）短時間職員採用で有資格者は、２０，０００円とする。
　　無資格者は、その半額とする。

ただし、次の場合は除く。

イ　理事長、本部長が紹介した場合

ロ　担当の施設長および管理者が紹介した場合
ハ　採用された人が６月以内に離職した場合

（手当の支出）
第６条　業績手当は、ハローワークに申し込んだ募集に応じて事業所ごとに予算化されたものから支出するものとする。

（紹介活動の時間）
第７条　紹介活動は、業務とし、職員からの紹介活動の時間に関する申請書（別紙２）の提出により、超勤手当を支払うものとする。
ただし、紹介者一人につき２時間以内とする。

（法人内の啓発活動）
第７条　法人内での認知度をあげるため、職員募集・紹介状況等、法人のウエブサイト利用及び、定期的な会議（管理者会議・サービス管理者会議）で継続的な情報発信を行うものとする。

附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
２　この規程の施行に伴い職員募集に伴う紹介謝礼要綱（平成３０年６月５日議決）は廃止する。
３　この規程により廃止される前の職員募集に伴う紹介謝礼要綱に基づき令和４年１月４日以降に紹介された者が令和４年４月１日以降に採用された場合は、この規程に基づき紹介されたものと見なし、紹介者に第５条に定める業績手当を支給する。
４　役員、評議員の紹介で職員を採用した場合についても、この規程の例により、役員、評議員に第５条の手当を報酬として支給する。

別紙１

# 紹　　介　　状

社会福祉法人大川市福祉会
理事長　川野　枝見子　　様

紹介者の所属・氏名
所　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

令和　　年　　月　　日

下記の者を紹介します。

記

| | |
|---|---|
| 紹介しようとする事業所名・職種 | 事業所名：<br>職　　種：<br>（・正規　・有期　・時短職員） |
| 紹介する者の住所 | 〒 |
| 紹介する者の氏名 | |
| 紹介する者の生年月日 | |
| 福祉・医療関係の免許等を取得している場合は、その免許等 | |

別紙２

# 紹介活動の時間に関する申請書

社会福祉法人大川市福祉会
理事長　　様

紹介者の所属・氏名
所　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

令和　　年　　月　　日

下記のとおり、紹介活動に伴う超過勤務時間・諸経費を申請します。

記

【超過勤務時間】

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 勤務時間帯① | 令和 | 年 | 月 | 日 | : | ～ | : | |
| 勤務時間帯② | 令和 | 年 | 月 | 日 | : | ～ | : | |
| 勤務時間帯③ | 令和 | 年 | 月 | 日 | : | ～ | : | |

紹介活動時間合計：　　時間　　分